

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則を公告する。

平成19年3月27日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

京都市職員共済組合貸付規程施行細則第2号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を次のように改正する。

第4条中「所属所の所属長の確認を受けた後、組合に持参しなければならない。」を「事由、金額、返還能力等について、所属所の所属長の確認を受けた後、貸付申込書の所属長意見欄に所属長の意見、署名及び押印を受けて、組合に提出しなければならない。」に改める。

第4条第1項第1号中「建物登記簿謄本」を「建物の登記事項証明書」に、

「付

「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に、「付近案内図」を 確

借

借

近案内図

認書兼同意書(別紙様式第2号)

入状況等申告書(別紙様式第3号)

入状況等申告書に記載された借入額及び毎月の償還額等を証明する書類」

に改め、同項第2号中「の建物登記簿謄本」を「の建物の登記事項証明書」

に、「土地及び建物登記簿謄本」を「土地及び建物の登記事項証明書」に、

「付近案内図

「付近案内図」を 確認書兼同意書（別紙様式第2号）

借入状況等申告書（別紙様式第3号）

借入状況等申告書に記載された借入額及び毎月の償還

に改め、同項第3号及び第4号中「建物登記簿謄本」

額等を証明する書類」

を「建物の登記事項証明書」に、「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証

「付近案内図

明書」に、「付近案内図」を 確認書兼同意書（別紙様式第2号）

借入状況等申告書（別紙様式第3号）

借入状況等申告書に記載された借入額及び

に改める。

毎月の償還額等を証明する書類」

第7条中「持参」を「提出」に改める。

第11条第1項第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 借受人が組合に提出した貸付申込書（別紙様式第1号）の必要資金欄に記載した資金を支払ったことを証明する書類（以下この条において「領収書等」という。）。ただし、第2号の登記事項証明書により当該資金を支払ったことを証明することができる場合を除く。

第11条第2項及び第3項中「写真」の右に「，領収書等」を加え，同条第4項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別紙様式第1号を次のように改める。

別紙様式第1号

(1面)

貸付申込書

申込区分	(1)新規 (2)再貸付 (3)再貸付				
申込種類	(1)住宅 (2)災害貸付(新規・再)				
申込事由	(1)新築 (2)建替 (3)増改築 (4)修繕 (5)住宅購入 (6)敷地購入 (7)その他()				
申込金額					万円
うち住宅金融公庫に係る加算額					万円
償還方法	毎月の給与からの返済金				万円
	6・12月のボーナスからの返済額				万円
	毎月の給与からの返済金				万円
	6・12月のボーナスからの返済額				万円
※貸付番号					
※貸付決定					
※決定金額					万円
※貸付年月日	平成				
※既貸付	貸付番号				
	貸付年月日				
	貸付種類				
	残元金				

上記金額を住宅資金として京都市職員共済組合貸付規程に基づき申し込みます。

年 月 日

(あて先) 京都市職員共済組合理事長

申込人

所 属					電話		
フリガナ					◎	所属コード	
氏 名						氏名コード	
採用年月日	臨時				生 年 月 日		
	本務						
給料月額	職 級 号給				本市以外の 組合員期間		
	本給						
着工 取引		予定年月日	貸付希望年月日		所属長意見	※上記申込人の貸付事由、金額、返済能力等について意見を記入してください。	
		年 月 日	年 月 日				
		年 月 日	年 月 日				
※仮退職 年月日			※在職 年月			氏名	印
※事務局			※厚生会 担当者			※所属所長	※所属所 担当者
※事務局長	※係長	※係員	※実地調査		※調査結果		
				平成 年 月 日			

- 記入上の注意
- (1) ※欄は記入しないでください。
 - (2) 文字はペン（エンピツは不可）でいねいに書いてください。
 - (3) 記載事項が事実と相違するときは、申込みが無効となりますからご注意ください。

災害貸付について	災害日	
	災害内容	
介護貸付について	介護施設の内容	

(現在の住宅に関する事項)

現住所					
種別	自己所有 親所有 配偶者所有 その他の親族所有 借家 借間 公営住宅 その他 ()				
広さ	__室 延床面積 __m ²				
現家屋の処理	売却 明渡 建替 修繕 その他 ()				
同居家族の構成(申込人は除く)	氏名	年齢	職業	続柄	備考

- ① 新居に同居される人は備考欄に○印をつけてください。
- ② 現在別居中の人で新居に同居される人も記入してください。

(申込みに関する物件事項)

所在地				
構造	造	__階建	__室	延床面積 __m ²
敷地	面積	m ²	(1)所有地	(2)借地 (3)購入予定地
資金調達	共済組合借入金	万円	月償還額	円
	在宅介護対応住宅に係る加算	万円	ボーナス償還額	円
			月償還額	円
	住宅金融公庫借入金	万円	ボーナス償還額	円
			月償還額	円
	その他借入金	万円	月償還額	円
ボーナス償還額			円	
自己資金	万円	別紙「借入状況等申告書」のとおり		
必要資金	万円	月償還額合計	円	
		ボーナス償還額合計	円	

別紙様式第2号を次のように改める。

別紙様式第2号

確認書兼同意書

私は、申込日現在において、下記事項のすべてに該当することを確認します。
また、貸付にかかる審査のため、下記事項について、給与支給機関及び福利厚生団体に事実確認を行うことに同意します。

記

- 1 過去一年間の期間において、給与その他諸給与金の差押えを受けていません。
- 2 別紙「借入状況等申告書」の記載とおり、当該申込分を含む全ての借入に対する毎月の償還金が、貸付申込日の属する月の給料の3分の1の額に相当する金額を超えません。
- 3 破産手続及び再生手続の申立て（弁護士等に相談するなど申立ての準備を含む）を行っていません。

平成 年 月 日

京都市職員共済組合理事長 様

所 属 名

氏名コード

氏 名

㊟

別紙様式第3号を次のように改める。

別紙様式第3号

(1面)

借入状況等申告書

(裏面の注意事項をお読みください。)

1. 借入状況

他の金融機関等からの借入状況記入欄										
区分 (金融機関名)	既借入分					新規借入分				
	借入日	借入額 万円	現在の残高 円	毎月の償還額・ 支払額 円	ボーナスの償還額・ 支払額 円	借入日	借入額 万円	毎月の償還額・ 支払額 円	ボーナスの償還額・ 支払額 円	
住宅ローン	住宅金融公庫									
	銀行等 ()									
その他借入(分割払い の借入・支払含む)										
厚生会										
計				(A)			(B)			

共済組合からの借入状況記入欄								
区分	既借入分					今回貸付申込分		
	借入日	借入額 万円	現在の残高 円	毎月の償還額 円	ボーナスの 償還額 円	貸付申込額 万円	毎月の償還額 円	ボーナスの 償還額 円
住宅貸付								
計				(C)			(D)	

毎月の償還金 (A) + (B) + (C) + (D) = _____ 円 (E)

2. 給料月額に対する償還金の割合

給料月額(F)	毎月の償還金(E)	割合(E÷F×100)
円	円	%

※ 給料月額(F)に対する毎月の償還金(E)の割合は、1/3(33.3%)を超えない範囲としてください。

上記のとおり借入状況等を申告します。

所 属 _____
 氏名コード _____
 申込人氏名 _____ 印

(2面)

(注)

- ① 申込人は、1及び2の状況について全て記入してください。
- ② 1「借入状況」中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の既借入分については、申込日現在において他の金融機関等から借入をしているすべてのもの(分割払いによる物品購入や支払いを含む)について記入してください。
- ③ 1「借入状況」中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の新規借入分については、今回の共済組合貸付と同一事由により、住宅金融公庫、銀行等から借入を行うすべてのものに加え、共済組合貸付と同一事由以外に借入を行う予定のものについても記入してください。
- ④ 他の金融機関等から既に借り入れている場合又は新規借入をする場合は、償還額・支払額等の確認できる書類を添付してください。
- ⑤ 1「借入状況」中、厚生会からの借入状況記入欄については、それぞれの貸付(一般、結婚、住宅、奨学、介護休業、特別)の他、分割払いによるあっせん購買等についても記入してください。
- ⑥ 1「借入状況」中、共済組合からの借入状況記入欄の今回貸付申込分の毎月の償還額については、組員貸付金償還表による金額を記入してください。
- ⑦ 2「給料月額に対する償還金の割合」中、毎月の償還金については、1「借入状況」のうち、毎月の償還額・支払額の合計額を記入してください。
- ⑧ 既に住宅貸付や住宅・敷地に係る災害貸付又は在宅介護対応住宅貸付を受けている方、及び新規に当該貸付を受けようとする方は、2「給料月額に対する償還額の割合」について、給料月額に対する償還金の割合が1/3を超えている場合には、貸付申込みをお受けすることができませんので、ご注意ください。

別紙様式第7号の3及び第7号の4を次のように改める。

別紙様式第7号の3

(1面)

京都市職員共済組合住宅貸付による抵当権設定契約証書

京都市職員共済組合(以下「組合」という。)は債務者に対し、京都市職員共済組合貸付規程(以下「規程」という。)及び京都市職員共済組合貸付規程施行細則(以下「細則」という。)に基づき、住宅貸付金(災害貸付金)として、平成 年 月 日次のとおり金員を貸付け、債務者は同日これを受領した。

金額 金 万円

利息 月 パーセント

ただし、1ヶ月に満たないものについては日歩 パーセントとする。

弁済期 ①月賦返済 万円 平成 年 月 日から平成 年 月 日

②半年賦返済 万円 平成 年 月 日から平成 年 月 日

第1条 抵当権設定者は、上記の債務の履行を担保するため、後記物件のうえに組合を権利者として後記順位の抵当権を設定し、すみやかに抵当権設定登記の手続をします。

第2条 組合において、次の各号の一に該当すると認めるときは、債務者は期限の利益を失い、直ちに貸付金の未償還残額を利息とともに即時償還しなければならないことを承知しています。

(1)債務者が組合員の資格を喪失したとき

(2)貸付けの申込みの内容に重大な偽りのあることが発見されたとき、又は申込みの内容が事実と著しく相違することが明らかとなったとき

(3)貸付金の対象となった不動産を譲渡しようとするとき

(4)貸付金の対象となった不動産を焼失又は滅失したとき

(5)貸付金の対象となった不動産を自己が居住する目的以外の目的に使用しようとするとき

(6)抵当物件に関し、組合の債権を侵害する行為があったとき

(7)前各号に掲げるもののほか、規程及び細則に違反したとき

第3条 組合が抵当物件について調査し、又は報告を求めるときは、いつでもその要求に応じます。

第4条 この契約証書の作成及び登記その他この契約に関する一切の費用は、債務者及び抵当権設定者が負担します。

第5条 この契約によって生ずる抵当権設定者の債務については、前各条によるもののほか、規程及び細則の規定によることを承知しています。

第6条 この契約から生ずる権利義務に関し争いが生じたときは、組合の所在地の裁判所をもって管轄裁判所とします。

第7条 この契約条項の解釈に疑義が生じたときは、組合の解釈によることに異議ありません。

(2面)

平成 年 月 日

捨印

債務者兼
設定者

住所

氏名 _____ 実印

捨印

設定者

住所

氏名 _____ 実印

捨印

設定者

住所

氏名 _____ 実印

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市職員共済組合

御中

- (注) 1 債務者及び抵当権設定者氏名は自署してください。
2 印鑑は、必ず実印を押してください。
3 印紙税法(昭和42年法律第23号)第5条第3号の規定により、印紙は必要ありません。

(3面)

抵当物件及び順位に関する表示

捨 印



捨 印



捨 印



(1面)

委任状

住所 京都市中京区丸太町通麩屋町西入る昆布屋町395番地
氏名 高山 修二

私共は、上記の者を代理人と定め、次の登記申請に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 後記不動産に対し、所轄登記所へ次の登記申請の件
登記の目的 抵当権設定仮登記
原因 平成 年 月 日金銭消費貸借
平成 年 月 日抵当権設定
権利者
義務者
- 2 上記登記の前提として、次の登記申請の件
- 3 申請書の取下げ及び再使用証明請求に関する一切の件
- 4 原本還付請求及び受領に関する一切の件
- 5 復代理人選任に関する一切の件
- 6 登記識別情報の受領に関する一切の件

平成 年 月 日

登記権利者 住所 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
氏名 京都市職員共済組合
理事長

捨印

登記義務者 住所
氏名 _____ 実印

捨印

登記義務者 住所
氏名 _____ 実印

捨印

登記義務者 住所
氏名 _____ 実印

(2面)

不動産の表示

附 則

この細則は、平成19年5月7日から施行する。

(総務局人事部厚生課)